

毎週火、金曜日発行(但休日に入るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例の施行期日
- ◇訓令 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇訓令 甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項の一部改正
- ◇人委規則 職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正
- 鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部改正

## 規則

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和三十五年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十九号

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第二十三号)の施行期日は、昭和三十三年五月一日とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十節 鹵検定所(第八十四条の二)第八十四条の四」を「第十節 鹵検定所(第八十四条の二)第八十節の二 中海日野川総合開発調査

第八十四条の四) 局(第八十四条の五)第八十四条の七)に改める。  
第五条厚生労働部の項中第五号を削り、「厚生労働部」を「厚生部」に改め、同条中経済部の項を次のように改める。

商工労働部

- 一 商業及び工業に関する事項
- 二 物価の統制に関する事項
- 三 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
- 四 労働に関する事項

農林部

- 一 農業、林業及び水産業に関する事項
- 二 農地関係の調整に関する事項
- 三 開拓及び入植に関する事項
- 四 農林水産物資の配給に関する事項

第六条第二項の一総務部の表の財政課の項中「予算第二係」を「予算第二係、庁舎建設係」に、「厚生労働部の表の厚生援護課の項中「補償第一係、補償第二係」を「補償係」に改め、同表中労政課、職業安定課及び失業保険課の項を削り、同表の標題を「厚生部」に改める。

第六条第二項中 三 経済部の表を次のように改める。  
三 商工労働部

商工課	庶務係、振興係、指導係、通商係
地下資源開発局	庶務係、調査開発係
労政課	庶務係、労政係
職業安定課	(別に定める国家公務員をもつて組織する係を除く) 失業対策係、職業訓練係
失業保険課	別に定めるところによる。

四 農林部

農政課	庶務係、企画調査係、食糧係、農協係、農村振興係、農業共済係
農業改良課	庶務係、農産係、特産係、普及係、生活改善係、専門技術員室
畜産課	庶務係、生産係、酪農係、有畜営農係、衛生係
蚕糸課	庶務係、蚕業係、繭糸係
林務課	庶務係、計画係、造林係、治山保安林係、林産係、普及指導係、林

水産課	庶務係、漁政係、指導係、生産係
農地開拓課	庶務係、調整係、農地係、開拓係、経営指導係、建設係
耕地課	庶務係、管理係、土地改良係、災害干拓係、調査係

道係、森林組合係、林業専門技術員室、県有林経営室

第六条第二項中「四 土木部」を「五 土木部」に改め、同条第三項中「農政課及び農地開拓課にそれぞれ中部分室及び西部分室を、」及び「中海干拓調査局に米子分室を、」を削る。

第八条企画広報課の項中第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 中海日野川総合開発調査局に関する事

第八条財政課の項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 庁舎建設に関する事

第九条(見出しを含む。)中「厚生労働部」を「厚生部」に改め、労政課、職業安定課及び失業保険課の項を削る。

第十條を次のように改める。  
第十條 商工労働部の各課、局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 中小企業振興に関する事
- 二 工場誘致に関する事
- 三 中小企業の設備近代化に関する事
- 四 商工金融に関する事
- 五 工業標準化法に関する事
- 六 博覧会に関する事
- 七 発明考案に関する事
- 八 産業工芸に関する事
- 九 高圧ガス取締法に関する事
- 十 火柴類取締法に関する事
- 十一 猟銃等製造販売事業の許可に関する事

- 十二 熱管理に関する事
  - 十三 中小企業等協同組合法に関する事
  - 十四 中小企業団体の組織に関する法律に関する事
  - 十五 中小企業の診断に関する事
  - 十六 商工会議所、中小企業相談所、信用保証協会その他商工団体に関する事
  - 十七 独占禁止法に関する事
  - 十八 自転車競技法に関する事
  - 十九 貿易に関する事
  - 二十 貸金業に関する事
  - 二十一 物産館、工業試験場、大阪事務所及び計量検定所に関する事
  - 二十二 その他商工業に関する事
  - 二十三 部内各課、局の連絡協調に関する事
  - 二十四 その他部内他課、局の主管に属しないこと
- 地下資源開発局
- 一 鉱業診断に関する事

- 二 鉱業の育成指導に関する事
  - 三 地質及び地下資源の調査研究に関する事
  - 四 地下資源の開発並びに技術指導に関する事
  - 五 その他鉱業に関する事
- 労政課
- 一 労働組合法及び労働関係調整法の施行に関する事
  - 二 労働教育に関する事
  - 三 労働者の福利厚生に関する事
  - 四 他の主管に属しない労働組合その他労働に関する団体及び労働関係の調整に関する事
  - 五 労政事務所に関する事
- 職業安定課
- 一 職業安定法の施行に関する事
  - 二 緊急失業対策法の施行に関する事
  - 三 職業訓練法の施行に関する事
  - 四 駐留軍関係労働者の充足確保に関する事
  - 五 政府職員等の失業者の退職手当に関する事

- 六 労働省関係職員的身分取扱に関する事
  - 七 労働省所管一般会計所属の国有財産及び物品に関する事
  - 八 労働省所管一般会計予算経理に関する事
  - 九 公共職業安定所、職業訓練所及び大阪通勤寮に関する事
  - 十 その他職業安定行政に関する事
- 失業保険課
- 一 失業保険法の施行に関する事
  - 二 失業保険料その他徴収金の徴収及び現金の収納に関する事
  - 三 失業保険特別会計所属の国有財産及び物品に関する事
  - 四 失業保険特別会計の予算経理に関する事
  - 五 失業保険の監査に関する事
  - 六 公共職業安定所における失業の認定及び失業保険金給付事務の指導監督に関する事
  - 七 失業保険施設に関する事

第十二条見出し中「経済部各課、局」を「農林部各課」に改め、同条中「経済部の各課、局」を「農林部の各課」に、「部内各課、局」を「部内各課」に、「部内他課、局」を「部内他課」に改め、商工課、地下資源開発局及び中海干拓調査局の項を削る。

第五十八条第二項中「鳥取県東京事務所」を「中海日野川総合開発調査局」に改める。

第六十七条中「庶務係及び徴収係」を「庶務係、管理係及び徴収係」に改める。

第七十五条第一項中「置く」を「置き、課の事務を分掌させるため、総務課に庶務係及び普及係を、保健予防課に予防係及び指導係を、衛生課に食品環境係及び試験検査係を置く」に改め、同条第二項中「置く」を「置き、保健予防課に衛生係及び指導係を置く」に改める。

第八十四条の四の次に次の一節を加える。

第七節の二 中海日野川総合開発調査局  
(中海日野川総合開発調査局の設置)

保健衛生課

第八十四条の五 中海日野川総合開発調査局は、中海及び日野川地帯の開発を総合的に促進するために必要な調査を行う機関とする。

(中海日野川総合開発調査局の位置)

第八十四条の六 中海日野川総合開発調査局は、米子市に置く。

(中海日野川総合開発調査局の内部組織)

第八十四条の七 中海日野川総合開発調査局に総務課、農業開発課、工業開発課及び電源開発課を置く。

第八十六条中「東京都千代田区丸の内一丁目一番地」を「東京都」に改める。

第八十七条の三中「大阪市東区南久宝寺町二丁目」を「大阪市」に改める。

第八十七条の七中「小倉市浅野町」を「小倉市」に改める。

第九十六条第一項中「置く」を「置き、課の事務を分掌させるため、庶務課に庶務係及び管理係を、工務課に道路係及び河港係(郡家及び根雨各土木出張所にあつて

は河川係)を置く」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十五年五月一日に施行する。

訓 令

鳥取県訓令第三号

甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項(昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

昭和三十五年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表中「自治研修所 次長」を

「中海日野川総合開発局 次長、課長」に改め、自治研修所 教務主任」

同表保育専門学院の職名欄中「係長」を「次長、係長」に改め、同表保健所の職名欄中「課長」を「課長、係長」に改め、同表土木出張所の職名欄中「主任」を「所長、係長、主任」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十五年五月一日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 寛 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一行政職等級区分表中

係長  
分室主任  
長

を

係長  
分室主任  
農協指導検査主任

に、

自治研修所

所長  
次長

を

自治研修所

所長

次長

教務主任

に、

県印刷所

所長

事務吏員、技  
術吏員をもつ  
てあたる職

主事補、技師補  
及び他の等級に  
属さない職

を

県印刷所	局長	次長	課長	所長
中海日野川総合開発調査局	局長	次長	課長	所長
	事務吏員を つてあて る職	事務吏員を つてあて る職	事務吏員を つてあて る職	事務吏員を つてあて る職
	主事補、技 師補に 属さない 職	主事補、技 師補に 属さない 職	主事補、技 師補に 属さない 職	主事補、技 師補に 属さない 職

保育専門学院	院長	係長	所長	係長
婦人相談所	所長	係長	所長	係長
	事務吏員を つてあて る職	事務吏員を つてあて る職	事務吏員を つてあて る職	事務吏員を つてあて る職
	主事補、技 師補に 属さない 職	主事補、技 師補に 属さない 職	主事補、技 師補に 属さない 職	主事補、技 師補に 属さない 職

保健所	課長	係長	課長	係長
	(事務吏員を つてあて る職)	(事務吏員を つてあて る職)	(事務吏員を つてあて る職)	(事務吏員を つてあて る職)

土木出張所	所長	工務課	所長
	災害復旧工事事務所長(鳥取)	倉吉	駐在所主任

土木出張所	所長	課	所長
	災害復旧工事事務所長(鳥取)	倉吉	駐在所主任

人事委員会	局長	次長	主査
-------	----	----	----

別表第七医療職(口)等級区分表中  
に改める。

保健所 (課長) (技術吏員を  
つてあて  
る職)

保健所 (係長) (技術吏員を  
つてあて  
る職)

保健所 (課長) (技術吏員を  
つてあて  
る職)

保健所 (係長) (技術吏員を  
つてあて  
る職)

別表第八医療職(口)等級区分表中

保健所	を	保健所	係長	に改める。
-----	---	-----	----	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則(昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「囑託」を「主査」に改める。  
第三条第三項を第四項とし、以下順次一項ずつ繰り下

げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 主査は、上司の命を受け、人事行政の専門的事項に関する事務に従事し、局務に参画する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。